

## 電気需給契約書

公立大学法人高崎経済大学（以下「甲」という）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という）は、公立大学法人高崎経済大学で使用する電気の需給に関し、次の条項により電力の需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別紙の公立大学法人高崎経済大学電気需給仕様書に基づき、甲の高崎経済大学施設で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（契約の内容）

第2条 本契約の内容は以下のとおりとする。

- 品名 公立大学法人高崎経済大学で使用する電気
- 契約期間 令和4年4月1日0時から令和5年3月31日24時まで
- 需要場所 群馬県高崎市上並榎町1300番地 高崎経済大学施設
- 仕様 次表のとおり

場所	構内	体育館
電気方式	交流3相3線式	交流3相3線式
供給電圧（標準電圧）	6,000ボルト	6,000ボルト
計量電圧（標準電圧）	6,000ボルト	6,000ボルト
標準周波数	50ヘルツ	50ヘルツ
供給方式	1回線方式	1回線方式
蓄熱式負荷設備の有無	無	無
契約電力	1,085キロワット	110キロワット
自動検針装置	有り	有り
電力会社の検針方法	遠隔自動検針	遠隔自動検針
計量器の構成	電力需給用複合計器（通信機能付）	電力需給用複合計器（通信機能付）
需給地点	需要地点における1号柱上の東京電力パワーグリッド株式会社の架空引込線と公立大学法人高崎経済大学の開閉器電源側接続点	需要地点における1号柱上の東京電力パワーグリッド株式会社の架空引込線と公立大学法人高崎経済大学の開閉器電源側接続点
電気工作物の財産分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ
保安上の責任分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ

（契約単価等）

第3条 契約単価は次のとおりとする。ただし、以下の金額には消費税及び地方消費税を含むものとする。

基本料金単価 \_\_\_\_\_円／キロワット・月（1ヶ月、1キロワットあたり）

電力量料金単価 \_\_\_\_\_円／キロワット時（7月1日から9月30日までの期間）  
\_\_\_\_\_円／キロワット時（その他の期間）

- 2 乙の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、甲乙協議の上価格を改定できるものとする。
- 3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金（以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」という）は、当該地域を主な営業地域とするみなし小売電気事業者が定める電気需給約款〔高圧〕による。

（消費税法の改正に基づく改定）

第4条 消費税法（昭和63年法律第108号）並びに地方税法（昭和25年法律226号）の改正による消費税率の変更があった場合における契約単価は、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出するものとする。

（契約保証金）

第5条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第7条 甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力の変更）

第8条 構内の契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議の上変更するものとし、構内の使用電力が契約電力を超過した場合は、超過金の支払いについて甲乙協議を行い、超過金の支払いが適当であると認められたときは、甲は、当該協議において決定された金額を超過金として乙に支払うものとする。

- 2 体育館の契約電力については、その月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値をその月の契約電力とする。ただし、次の各号に該当する場合の契約電力は、甲乙協議のうえ決定するものとする。
  - （1）契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む1月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値が、その1月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と需給開始月からの月別請求書に記載された最大需要電力のうちのいずれか大きい値を上回るとき。
  - （2）契約受電設備を減少する場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるとき。
  - （3）最大需要電力が500キロワット以上となるとき。

(供給の保証)

第9条 乙が当該地域の一般送配電事業者との接続供給契約により電気の供給を行う場合は、託送供給等約款等により定める料金は乙が負担するものとする。

(計量及び検査)

第10条 計量は、原則として毎月末日24時(以下「計量日」という。)に行うこととし、乙は、一般送配電事業者から受領した検針の結果を、原則として電磁的方法により甲へ通知し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第11条 料金の算定は、1か月(毎月1日から当該月末日までの期間をいう。)の使用電力量により行う。

2 電気料金は、基本料金、電力量料金、当該地域のみなし小売電気事業者が需要家に適用する燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、取引に係わる消費税及び地方消費税の合計とする。

3 第2項の基本料金は、基本料金単価に契約電力を乗じ算出するものであるが、当該月の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割り引きし、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割り増しするものとする。

(対価の支払及び遅延利息)

第12条 乙は、第10条に定めた検査終了後、第11条によって算出した全額を、1月毎に甲に請求するものとし、甲は乙から適正な請求書を受領した日が属する月の翌月末まで(以下「約定期間」という。)に支払わなければならない。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

2 甲は、前項に定めた約定期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未払金額に対し、年2.5パーセントの割合で計算した額を遅延利息として支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが、天災地変等、甲の責に帰さない事由による場合には、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

(単位及び端数処理)

第13条 本契約の料金計算その他に使用する場合の単位及び端数処理は、以下のとおりとする。

(1) 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(2) 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(3) 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(4) 料金その他の合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。ただし、消費税等相当額を加算して支払う場合は、消費税等が課されている金額及び消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ小数点以下を切り捨てる。

(秘密の保持等)

第14条 乙は、業務の処理上知り得た甲の秘密を他人に漏らしてはならない。なお、乙は、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 乙が正当な事由により解約を申し出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 全各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。

(違約金)

第16条 天災その他不可抗力の原因又は前条第2号の規定によらないで本契約が解除された場合は、乙は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第3条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た額に基本料金額を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

2 乙は、電力の供給が滞った場合、滞った日数1日につき契約時の予定使用電力量に応じた1日あたりの電力量料金額の10分の1に相当する額の違約金を甲に支払わなくてはならない。ただし、天災その他不可抗力によるものと認められた時は、この限りではない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき。(独占禁止法第7条の2第10項の規定に基づき課徴金の納付を命じない場合を含む。)

(2) 本契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1

項第1号の規定する刑が確定したとき。

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いの日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第18条 甲は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(特約事項)

第19条 本契約について、次年度の支出予算が減額・削減された場合には、本契約の変更・解除を行うことがある。また、甲は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(合意管轄)

第20条 本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第21条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めていない事項については、公立大学法人高崎経済大学契約事務取扱規程（平成23年度規程第43号）及び乙が定める電気需給約款によるほか甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和4年\_\_\_月\_\_\_日

甲 群馬県高崎市上並榎町1300番地  
公立大学法人高崎経済大学  
理事長 市川 豊行 ⑩

乙

⑩